

解答用紙

平成27年10月5日

科目	年金法令・制度運営				受験番号					公益社団法人 日本年金数理人会	
問題1											
設問1	a	(セ)	b	(力)	c	(マ)	d	(ハ)			
	e	(ト)	f	(ア)	g	(サ)	h	(ナ)			
設問2	a	(ア)	b	(キ)	c	(ヘ)	d	(ト)			
	e	(テ)	f	(サ)	g	(セ)	h	(ヒ)			
設問3	a	(タ)	b	(コ)	c	(ニ)	d	(ア)			
	e	(オ)	f	(チ)							
設問4	a	(オ)	b	(ソ)	c	(ニ)	d	(エ)			
	e	(サ)	f	(ト)							
設問5	a	(サ)	b	(セ)	c	(ニ)	d	(チ)			
	e	(キ)	f	(イ)							
設問6	a	(ネ)	b	(ウ)	c	(ツ)	d	(キ)			
	e	(タ)	f	(サ)							
設問7	a	(ナ)	b	(キ)	c	(フ)	d	(ホ)			
	e	(コ)	f	(セ)	g	(イ)	h	(ト)			
設問8	a	(エ)	b	(コ)							

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	------------------	------	------------------------

問題2	
-----	--

設問1	①	規約で定めるところ
	②	確定給付企業年金の規約
	③	交付を受けること
	④	資産管理運用機関等

設問2	①事業主の同意	解散基金加入員等が使用される設立事業所の事業主の同意を得ていること。
	②加入員の同意	設立事業所の事業主に使用される加入員の1/2以上の同意を得ていること。
	③加入員であった者又はその遺族の同意	加入員であった者又はその遺族に分配すべき残余財産の交付を申し出る場合には、
		当該加入員であった者又はその遺族の同意を得なければならない。

設問3		次のことに留意し、これらを踏まえた仮交付に関する事項を解散前の厚生年金基金
		の規約に定めた上で行うこと。
	①仮交付することができる額は、残余財産のうち交付することとなる額の見込み額	
		として合理的に算定される額を上限とすること。
	②仮交付した額が交付すべき残余財産の確定額を上回る場合に、当該上回る額について、	
	返還を受け、解散基金加入員等のうち、その残余財産が移換されない者への残余財産	
	の分配に充てる措置を講じること。	

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題3			
-----	--	--	--

設問1	①	「下限特別掛金額」及び「上限特別掛金額」を規約で定め、併せて、 毎事業年度の特別掛金額を下限特別掛金額以上、上限特別掛金額 以下の範囲内において規約で定める方法
	②	過去勤務債務の額に規約で定めた一定の割合(15/100以上50/100以下)を 乗じて償却する方法
	③	過去勤務債務の額の償却開始後五年を経過するまでの間に定期的かつ 引上げ額が経年的に大きくならない方法で、段階的に引き上げられる 方法

設問2	①	前回の財政計算において定めた予定償却期間の残存期間を延長してはならない。 なお、3年未満とすることはできない。
	②	前回の財政計算において定めた予定償却期間の残存期間としなければならない。

設問3	今回の財政計算において計算した数理債務の額から、予定利率を引き下げないもの として計算した数理債務の額を控除して得た額（以下「予定利率引下げによる過去 勤務債務の額」という。）については、予定償却期間を三年以上三十年以内の範囲 内においてあらかじめ規約で定めた期間で設定する事ができる。	
	今回の財政計算において計算した過去勤務債務の額から「予定利率引下げによる過 去勤務債務の額」を控除した額については予定償却期間を三年以上二十年以内の範 囲内においてあらかじめ規約で定めた期間で設定しなければならない。	

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	------------------	------	------------------------

問題4

設問1	積立上限額算出用数理債務 = $(12,740,000 - 100,000) - 10.0\% \times 98,000,000 = 2,840,000$
	積立上限額 = $\text{MAX}(\text{最低積立基準額、積立上限額算出用数理債務}) \times 1.5$
	= $\text{MAX}(3,017,200、2,840,000) \times 1.5 = 4,525,800$ 千円

設問2	確定給付企業年金法施行規則第六十一条第一号により、掛金の控除開始月はX+1年4月
	積立上限超過額 = 数理上資産額 - 積立上限額 = $4,551,600 - 4,525,800 = 25,800$
	控除対象額 = 積立上限超過額 $\times (1 + \text{下限予定利率}(X-1\text{年度適用分}))$
	= $25,800 \times 1.008 = 26,006$
	X+1年4月分掛金
	標準掛金額 = $150,000 \times 10.0\% = 15,000$
	特例掛金額 = $150,000 \times 2.0\% = 3,000$
	標準掛金額 + 特例掛金額 < 控除対象額のため、18,000全額控除
	したがって、X+1年4月分の控除後の標準掛金率及び特例掛金率は0.0%
	控除対象額の残高 = $\{26,006 - (15,000 + 3,000)\} \times (1 + 0.8\% \times 1/12) = 8,011$
	X+1年5月分掛金
	控除前の標準掛金額、特例掛金額はX+1年4月の控除前の掛金額と同額
	標準掛金額 + 特例掛金額 > 控除対象額の残高のため、一部控除
	(控除はX+1年5月分まで)
	掛金の控除は特例掛金が優先される。
	特例掛金額 < 控除対象額の残高のため、特例掛金は全額控除
	控除後の標準掛金額 = $15,000 - (8,011 - 3,000) = 9,989$
	控除後の標準掛金率 = $9,989 / 150,000 = 6.66\%$
	したがって、規約上は6.7%
	以上より、控除後の掛金率は以下のとおりとなる。
	X+1年4月分 標準掛金率 0.0%、特例掛金率 0.0%
	X+1年5月分 標準掛金率 6.7%、特例掛金率 0.0%

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題5

設問1	①	300
	②	従業員規模の予測
	③	非積立型
	④	積立型

設問2	①会計基準（又は平成10 年会計基準）の適用初年度の期首における退職給付債務の額を原則法に基づき計算し、当該退職給付債務の額と年金財政計算上の数理債務との比（比較指数）を求め、直近の年金財政計算における数理債務の額に比較指数を乗じた金額を退職給付債務とする方法	
	②在籍する従業員については、下記(a)又は(b)の方法により計算した金額を退職給付債務とし、年金受給者及び待期者については直近の年金財政計算上の数理債務の額を退職給付債務とする方法	
	(a)	退職給付に係る期末自己都合要支給額に、平均残存勤勤務期間に対応する割引率及び昇給率の各係数を乗じた額を退職給付債務とする方法
	(b)	退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法
	③ 直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法	
	④	
	⑤	
	⑥	
	⑦	
	⑧	

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	------------------	------	------------------------

問題6 (1枚目)

設問1-A	<p>以下のような例が挙げられるが、会社側、従業員側それぞれについてのメリット・デメリットを簡潔に記述されていればよい。</p> <p><解答例></p> <p>会社側、従業員側それぞれについてのメリット・デメリットは以下の通り。</p> <p>1. 会社側の視点</p> <p>①メリット：給与での支給に比べて、社会保険料負担を抑制することができる。</p> <p>②デメリット：給与での支給に比べて、会社が負担したコストを従業員が実感し難い。</p> <p>2. 従業員側の視点</p> <p>①メリット：給与での支給に比べて、税金・社会保険料負担を抑制することができる。</p> <p>②デメリット：受け取りが退職時になるため、足元の収入増加につながらない。</p>
--------------	--

設問1-B	<p>以下のような例が挙げられるが、制度変更の内容および効果について簡潔に記述されていればよい。</p> <p><解答例></p> <p>1. 制度変更の内容</p> <p>①ポイント単価を毎年見直す。見直すときの指標は物価指数等の指標に連動させる。</p> <p>②DB制度の退職金制度の外枠（又は全部移行）とし、DB制度をキャッシュバランス制度（物価指数等に連動）に移行する。</p> <p>2. 制度変更の効果</p> <p>①ポイント単価を物価指数等の指標に連動させることにより、給付水準を物価水準に連動させることができる。</p> <p>②キャッシュバランス制度に移行することにより、従業員だけでなく受給権者に対しても同様の効果を実現することができる。</p>
--------------	---

(以降2枚目へ続く)

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	------------------	------	------------------------

問題6 (2枚目)

設問2	<p>実質的な退職金水準の維持や老後所得の確保の観点から、企業年金制度が求められる役割を明らかにした上で、その役割を実現するために必要な改正内容について、自分なりの所見を記述されていけばよい。</p>
	<p>今回の解答は、昨今の「社会保障審議会企業年金部会」における内容のいくつかをそのまま記載したものとなり自分なりの考えのない解答が多く、また設問の内容と解答にズレがある等、所見として不十分な内容が散見された。</p>
	<p>記憶の正確性や意見の正しさを問うものではなく、考えを問うものであるため、単なる知識の羅列だけでなく、結論に至るまでの理由や改正にあたっての留意点等についても自分の考え方を理路整然かつ具体的に記述することに十分注意すること。</p>
	<p>論理構成としては以下のような例が挙げられるが、他の観点での記述であっても論理構成が正しく、妥当な内容であれば得点を与える。</p>
	<p><論理構成（解答）例></p>
	<p>1. 企業年金制度が求められる役割</p>
	<p>① 給付水準の調整により公的年金制度が縮小していく方向にある中で、高齢期の所得を給与と公的年金だけで賅っていくことは難しいため、今後は特に自助努力の必要性が高まることが予想される。その中で自助努力を支援するための手段として企業年金制度の役割は益々重要になる。</p>
	<p>そのため、「高齢期における所得を補完（確保）する役割」が求められる役割だと考える。</p>
	<p>② この補完（確保）は、老後所得に厚みを持たせるという観点からの補完（確保）だけでなく、高齢期における給与から公的年金へ変わる部分における「つなぎ所得」としての観点からの補完（確保）もあると考える。</p>

(以降3枚目へ続く)

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	------------------	------	------------------------

問題6 (3枚目)

設問2	<p>2. 企業年金制度が求められる役割を実現するために必要な改正内容</p> <p>高齢期における所得を補完（確保）する役割を実現するためには、自助努力による老後準備への支援や企業年金制度の普及支援が必要であり、例えば次のような改正内容が考えられる。</p> <p>(1) 自助努力を支援するための改正内容</p> <p>① DC制度の拠出限度額を上げる、または撤廃する。</p> <p>② DC制度のマッチング拠出の制約を緩和する、または撤廃する。 等</p> <p>(2) 普及を支援するための改正内容</p> <p>① リスク負担が更に柔軟なハイブリット型制度を新たに実施できるようにする。</p> <p>② 中小企業等向けに、中退共制度の加入制限を撤廃する。</p> <p>③ 受託保証型DBの手続きを緩和する。</p> <p>④ 掛金の拠出自由度を拡大させる。具体的には以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算による掛金拠出を認める。 ・ 特別掛金の一括拠出を可能にする。 ・ 景気が良いとき等に一定範囲まで自由に掛金を拠出できるようにする。 ・ 予定利率引下げ時以外にも、条件付きで特別掛金の予定償却期間を最大30年まで延長できるようにする。 等
------------	--